

令和2年度 年度計画

国立大学法人北海道大学

令和2年3月31日

令和2年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ（学士課程）」及び「新渡戸スクール（大学院課程）」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 平成31年4月に統合した新渡戸カレッジにおいて、学士課程から修士課程までの一貫した人材育成プログラムを継続して実施する。また、令和元年度に実施した新渡戸カレッジの学部教育コースにおける2段階教育システム（基礎プログラム、オナーズプログラム）の検証結果に基づき、必要に応じて改善を行うとともに、統合後の教育課程、教育体制等について検証する。
- ・①-1-2 令和元年度に構築した新渡戸カレッジの学士課程学生向けポートフォリオシステムについて、利便性を向上させるためのシステム改修を行うとともに、学生のポートフォリオ利用による意識変化について調査等を行う。

①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズに対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開設する。

- ・①-2-1 令和元年度に開設した学部共通科目群（専門横断科目）の開講を継続するとともに、これまでの実施状況を検証する。
- ・①-2-2 数理・データサイエンス教育研究センターが中心となり、すべての学部学生を対象とした「数理・データサイエンス教育プログラム」において、専門的基礎力を涵養する「専門教育プログラム」を開始するとともに、修士課程を対象とした「大学院データサイエンス教育プログラム」を開始する。また、ラーニング・コモンズを継続して運用するとともに、教育プログラムの展開に併せたセミナー等を積極的に実施する。

①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部を導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定する。

- ・①-3-1 平成30年度に全学部・学院等において策定したアセスメント・ポリシーに基づき、適切な内部質保証が行われることを担保するための方策について検討する。

①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-4-1 コミュニティ・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムの開発支援を継続して実施するとともに、各プログラムの質を保証するための検証及び評価を実施する。
- ・①-4-2 ジョイント・ディグリー・プログラムの導入を推進するため、開設に向けた手引きを作成するとともに、その共通基盤となる海外大学との単位互換制度を構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。

- ・①-1-1 高等教育研修センターにおいて、全学的なFD、SD、プリペアリング・フューチャー・ファカルティ（PFF；大学教員養成）等の各種研修、及び英語を母語とする講師によるFDを継続して実施する。また、平成30年度設置のFD連絡会で調査した学内ニーズを踏まえて、新たなFDを企画・実施する。

①-2 総長直轄のマネジメント組織である卓越人材育成推進室を中核として、国内外機関との連携により高度な知のプロフェッショナルを輩出する卓越大学院プログラムを推進し、その取組や成果を大学院全体の教育改革へ波及させるための教育環境を整備する。

- ・①-2-1 卓越人材育成推進室と令和元年度に設置の「大学院教育改革ステーション」との連携により、卓越大学院プログラムも含めた大学院教育環境の整備を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。

- ・①-1-1 平成30年度に創設した学生相談総合センターを拠点として、学生相談の機能を拡充し、関係組織間の連携を強化するとともに、学生、教職員等に対する学生支援についての広報を充実させる。また、学習支援、就職支援及びキャリア形成支援等の取組を継続して実施する。

①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるとともに、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成29年度までにバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに整備する。

- ・①-2-1 障がいのある学生をサポートする支援学生に対する研修及び「学生相談総合センターアクセシビリティ支援活動賞」による表彰、支援学生の裾野拡大に向けた全学教育科目の開講、並びに教職員向けのFD及びSD研修を継続して実施する。また、これらの取組の成果について検証を行い、支援のさらなる充実に向けた検討を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。

- ・①-1-1 「総合入試」制度の検証結果を踏まえて令和3年度から導入予定の「総合型選抜（フロンティア入試）」について、コンピテンシー評価を可能とする「フロンティア人材評価システム」を構築するとともに、入学者選抜を円滑に実施するための支援体制を充実させる。
- ・①-1-2 国際化に対応した大学院入試を促進するため、渡日前入試の導入事例や入学者選抜における海外オフィスの活用方法をまとめたマニュアルを作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター（URA）等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。

- ・①-1-1 将来の研究リーダーたりうる若手人材層の裾野拡大に向け、令和元年度に創設した「アンビシャス若手人材育成システム」をはじめとして、URA等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行い、若手研究者が参画する新たな部局横断型研究プロジェクトの創出を加速する。

①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-2-1 共同利用・共同研究拠点を中心として、国内外の大学及び研究機関等との連携による国際共同研究を推進する。特に、これまでの取組で構築した国際ネットワークをさらに強化することにより、北極域の国際共同研究等を一層推進する。

①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 新たな研究分野における産業創出部門等の設置を推進するとともに、学術・産学連携統合データベースを活用した高度ポテンシャル分析や企業との契約交渉の体制強化により、産業構造の変化を先読みし、ビジョンを共有した組織対組織型共同研究（コンソーシアム型・ソリューション提供型）を加速させる。

②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかし、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。

- ・ ②-1-1 令和元年度に導入した「部局テニュアトラック認定制度」及び従前からの「北大型テニュアトラック制度」について、普及・定着を推進する。
- ・ ②-1-2 3大学（本学、東北大学、名古屋大学）によるコンソーシアム及び本学テニュアトラック事業における若手研究者育成プログラムのさらなる充実と効率的な運用により、人文社会科学系分野を含めた若手研究者の育成・支援策を実施するとともに、部局や研究分野の枠を超えた異分野交流を推進する。

②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。

- ・ ②-2-1 人文社会科学系の博士課程学生向けキャリアプログラム「A-COLA」について、大学院共通授業科目の開講を継続する。また、国公私立9大学まで連携を拡大した博士研究人材育成コンソーシアムについて、運営体制を強化するとともに、各大学が実施する博士人材育成プログラムの共有を拡大し、博士課程学生等の参加を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。

- ・ ①-1-1 大学力強化推進本部URAステーションを中心とした全学的な研究開発マネジメント体制を強化するため、URAの能力開発を継続して行うとともに、全学的な研究開発マネジメント体制の検証を行う。
- ・ ①-1-2 平成30年度に技術職員組織として一元化した「技術支援本部」による全学的な技術支援や技術職員のスキルアップを図るための研修等を継続して実施する。
- ・ ①-1-3 第3期中期目標期間に開設した産学協働ファシリテーター育成プログラムについて、地方公共団体へのニーズ調査結果を踏まえた改善策を検討する。

①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。

- ・ ①-2-1 創成研究機構グローバルファシリティセンターを中心として、研究力強化に資する研究基盤の充実と活用を進める。また、国内外機関との研究基盤活用のためのネットワーク形成を推進する。

①-3 平成30年度に創成研究機構に設置した世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す「化学反応創成研究拠点（ICReDD）」において、最先端の融合研究を推進するための研究環境及び支援体制の整備を行う。

- ・①-3-1 平成30年度に設置した化学反応創成研究拠点（ICReDD）において、引き続き、異分野融合による研究を推進するための研究環境の整備を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC（Massive Open Online Course）等で公開する。また、「HUSCAP（北海道大学学術成果コレクション）」において、本学の教育研究成果を年間3,000コンテンツ以上発信する。

- ・①-1-1 社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、その効果や実施方法の検証を行う。また、オープンコースウェア及びMOOC等のオープン教材の公開、HUSCAPによる教育研究成果の発信をさらに拡大する。

①-2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域交流を推進する。

- ・①-2-1 総合博物館、附属図書館、植物園等、多様な学内施設において、企画展示やセミナーなどを継続して実施し、利用者視点に立った情報発信を推進するとともに、展示・公開方法や情報発信の効果を検証する。

①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 第3期中期目標期間における自治体・企業との意見交換を踏まえた、地域振興に資する提言や地域企業とのシーズ・ニーズマッチングの推進に向けた活動を検証する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 平成28年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局（GI-CORE）に新たなグローバルステーションを5拠点以上設置し、ASEAN、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 令和元年度に実施した国際連携機構の体制に係る再検証の結果を踏まえ、語学力や国際経験を活かした国際化推進業務を担う国際オフィサーの活動体制等を整備する。
- ・①-1-2 国際連携研究教育局（GI-CORE）において、新たなグローバルステーションの設置に向けた準備を進めるとともに、設置期間が満了したグローバルステーションの円滑な部局定着化を支援し、国際連携研究・教育を一層推進する。
- ・①-1-3 海外オフィスを効果的に活用し、戦略的・組織的な国際連携を推進する。特に、「大学の世界展開力強化事業タイプBロシア」「日本留学海外拠点連携推進事業（ロシア・CIS）」及び「同（サブサハラ・アフリカ）」を着実に実施し、ロシア及びアフリカ諸国との連携を推進する。

①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を1,250名以上、外国人留学生の年間受入数を2,200名以上に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-2-1 海外協定校等において本学の授業科目（単位付与）を開講し、海外の学生とともに受講できるラーニング・サテライト（LS）の推進により、本学日本人学生の海外留学を促進する。
- ・①-2-2 海外の著名な研究者や学内外の学生が本学キャンパスや北海道に集まる「Hokkaidoサマー・インスティテュート」、留学生を対象とした「現代日本学プログラム」「インテグレイテッドサイエンスプログラム（ISP）」など多彩なプログラムを実施し、外国人留学生の受入を促進する。

①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舎、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。

- ・①-3-1 海外に留学する日本人学生への奨学金制度の運用、外国人留学生へのキャリア形成支援策の実施及び学内外連携強化など、経済、生活、キャリア等に関する支援を継続して実施する。
- ・①-3-2 混住型宿舎整備に向けた検討を継続するとともに、交流イベントの開催等により、キャンパス内外において外国人留学生と日本人学生等の交流促進を継続して支援する。

①-4 平成27年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200名以上の海外在住OBに委嘱するとともに、海外留学生同窓会を20か所以上開設し、国際的な北大コミュニティを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。

- ・①-4-1 北大アンバサダー・パートナーと連携し、海外への情報発信をより強化するとともに、新たな海外同窓会の設立を支援する。
- ・①-4-2 本学の研究活動と成果を紹介する「世界の課題レポート」について、北大アンバサダー・パートナー及び海外同窓会と連携のうえ、海外に広く周知するとともに、第4号発刊に向けた準備を行う。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究品質確保体制整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を12件以上承認申請し、また、国際水準（ICH-GCP）に準拠した臨床研究を30件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 令和元年度に策定した第二次行動計画に基づき、臨床研究中核病院としての体制を強化するとともに、先端的研究及び技術開発に係る臨床研究等をさらに推進する。

②-1 優れた医師を育成するため、平成31年度までに初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充実させる。また、平成28年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。

- ・②-1-1 総合的な診療教育を検証し、その結果を踏まえて、初期臨床研修における研修コースコンテンツの見直しを実施する。また、シームレスな臨床教育を実践するため、平成30年度に導入した専門医研修プログラムを円滑に運用するとともに、形成的評価の実施手法を確立する。

②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。また、平成29年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。

- ・②-2-1 職員の能力向上に向けたキャリア支援、チーム医療推進のための院内・院外研修会及び臨床研究監理部による研究倫理教育を継続して実施するとともに、臨床倫理（医療倫理）教育の充実に向けた検討を進める。

③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに6機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。

- ・③-1-1 地域医療機関への医師配置並びにICTを活用した診療体制及び地域連携を推進するとともに、業務のタスクシフトを進める。また、海外の大学病院・医療機関との連携及び外国人患者の受入体制の充実により、国際化を推進する。

④-1 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。

- ・④-1-1 病院の財務状況の改善に資する増収策及び支出削減策を講じ、経営基盤を強化するとともに、病院再開発の基本構想・基本計画を策定する。また、診療・職場環境の改善策を講じる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザリーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成27年度に設置した「総合IR室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。

- ・①-1-1 「経営戦略室」において、大学全体の横断的な経営戦略を策定する。また、監事による業務監査結果及び経営協議会学外委員など、外部有識者からの意見を大学運営に活用する。
- ・①-1-2 IR戦略プラットフォームを活用して、総合IR室が行う先端的なデータ分析手法を反映させた新たなBIレポート機能を開発し、学内に提供する。
- ・①-1-3 総合IR室において、本学の諸活動に関するデータを集約・分析し、取り組むべき課題について学内の共通認識を醸成するため、「北海道大学ファクトブック」を作成する。

①-2 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。

- ・①-2-1 学内資源の再配分を実施する。また、平成30年度から検証を行っている施設維持管理費、光熱水料等について、新たな資源配分ルールを検討する。

②-1 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため、第2期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロスアポイントメント（混合給与）制度、ディスティンクイッシュトプロフェッサー制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を800名以上に増加させる。

- ・②-1-1 優秀な教員の確保等を目的としてこれまでに創設した柔軟な人事・給与制度を継続して実施する。
- ・②-1-2 イノベーションや産学連携を牽引する優秀な若手人材を育成するため、共同研究型産学連携PBL（問題解決型学習）を可能とする博士学生フルタイム雇用制度を創設し、運用を開始する。

②-2 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC700点以上の職員比率を正規事務職員全体の20%以上に増加させる。

- ・②-2-1 事務職員の資質向上を図るため、SD研修を継続して実施する。特に、英語能力向上のための研修等を実施し、TOEIC700点以上の事務職員を増加させる。

②-3 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を200名以上、女性教員数を450名以上に増加させる。

- ・②-3-1 若手・外国人・女性教員の増加策を継続して実施するとともに、国の動向を踏まえ、教員組織における年齢構成の適正化・多様性のある雇用確保のための総合的な人事計画を策定する。

②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の15%以上に増加させる。

- ・②-4-1 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を13%以上とする。

②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成29年度までに教職員休暇制度、平成31年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。

- ・②-5-1 令和元年度までに改善した教職員休暇制度及び子育て支援制度について、利用を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 平成28年度に策定したガイドライン及び平成29年度に策定した組織整備に関する基本方針を活用し、令和4年度以降に再編する組織並びに入学定員、教育資源の再配分を検討する。
- ・①-1-2 令和2年4月に水産科学院の入学定員を変更する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。

- ・①-1-1 平成29年度に策定した「事務等の効率化及び合理化に関する基本方針」に基づき、事務改善を順次実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。

- ・①-1-1 産学協働マネージャーの増員により、特許権実施等収入が期待される有望な学内シーズの絞り込みと単独特許の出願支援、及び国内外の企業との大型共同研究への展開を加速する。また、科学研究費助成事業等をはじめとする外部資金獲得支援を充実させるなど、組織的・戦略的な取組を継続して実施する。

①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。

- ・①-2-1 自己収入の拡大に向けた取組を実施するとともに、第3期中期目標期間に行った学内外における北大ブランドを活用した取組について検証する。

①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北大フロンティア基金を増加させる。

- ・①-3-1 本学卒業生をメインターゲットとして平成30年度に創設した基金事業「北大みらい投資プログラム」を広く周知するとともに、海外同窓会等を含む多様なステークホルダーへ募金活動を展開するなど、継続的寄附及び裾野拡大に向けた取組を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費執行に資する多様な取組を実施する。

- ・①-1-1 効率的な経費執行に資する様々な取組を実施する。特に、電子購買システムの利用拡大に向けた方策を継続して実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 平成29年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。

- ・①-1-1 不動産等の有効利用の拡大に向けた方策を継続して実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部署等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。

- ・①-1-1 令和3年度の機関別認証評価受審に向けて、学内説明会の開催、自己評価書等作成の体制整備、スケジュールの設定を行うとともに、自己評価書の作成に着手する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。

- ・①-1-1 令和元年度にリニューアルを完了した本学ホームページのコンテンツを充実させるとともに、SNSの活用等や校友会・同窓会ネットワークとの連携による積極的な情報発信を行うなど、ステークホルダーを見据えた北大ブランディングをさらに展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成29年度までに「キャンパスマスタープラン2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成31年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。

- ・①-1-1 新キャンパスマスタープランに基づくアクションプラン（個別の実行計画）の立案等、施設マネジメントを推進する。

①-2 第2期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成27年度比で10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。

- ・①-2-1 サステイナブルキャンパス構築のため、「アクションプラン2016」に基づいた一般廃棄物排出量削減のための活動を推進するとともに、サステイナブルキャンパス評価システムを活用したPDCAサイクルを実行する。

①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくPFI事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する（平成30年度まで）。

- ・平成30年度でPFI事業終了のため、年度計画なし

2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置

①-1 平成27年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。

- ・①-1-1 令和元年度に実施した「情報環境推進に関する行動計画」の中間評価の結果を踏まえ、第四期行動計画骨子を策定する。

①-2 研究力強化のため、平成30年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機システムの10倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備する。

- ・①-2-1 研究・実験データ等の共用アーカイブの利用を促進する方策について検討する。
- ・①-2-2 多様な教育研究の用途に対応するとともに、セキュリティリスクを低減するため、キャンパスネットワークにおける超高速バックボーンを戦略的に整備する。

①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成31年度までに学内共用無線LANアクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。

- ・①-3-1 全教職員対象のeラーニングシステムによる情報セキュリティ研修を継続して実施し、受講率100%を達成する。
- ・①-3-2 令和元年度に更新した、本学における教育・学習の基盤となるICTを活用した統合的なプラットフォームである「教育情報システム（ELMS）」について、運用を開始する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 平成27年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成29年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成30年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。

- ・①-1-1 平成30年度に策定した「北海道大学危機対応・業務継続マニュアル」に基づいた教育訓練を実施し、当該マニュアルの点検・見直しを行うとともに、専門家によるリスクマネジメントセミナー・講習会等を継続して実施する。
- ・①-1-2 令和元年度に策定した「サイバーセキュリティ対策等基本計画」に沿って、情報セキュリティ対策を実施する。

①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成31年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。

- ・①-2-1 平成30年度に更新した化学物質管理システムの運用について検証する。また、平成29年度に見直しを行ったライフサイエンス系実験従事者に係る健康診断を継続して実施し、受診状況の推移を検証する。
- ・①-2-2 教職員及び学生の安全・衛生の保持のため、安全教育、安全衛生巡視及び各種実験施設の実地調査を継続して実施する。

4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。

- ・①-1-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、eラーニングシステムによる不正防止研修受講率 100%を堅持するとともに、ハンドブックによる啓発活動等を継続実施する。

①-2 平成 27 年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。

- ・①-2-1 平成 30 年度に検討したコンプライアンスの在り方を踏まえて、職種・職層等に対応したコンプライアンスに関するセミナー・研修等を実施する。

5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置

①-1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第 2 期中期目標期間に他の国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実させる。

- ・①-1-1 北海道地区国立大学教養教育連携実施事業を継続して実施することにより、北海道地区国立大学の教養教育を充実させる。また、留学生への入学前準備教育として、学部及び大学院準備プログラムを継続して実施する。
- ・①-1-2 令和元年度に受審した欧州獣医学教育施設協会(EAEVE)による本審査の評価書で指摘された改善事項に基づき、対応方策を検討する。

①-2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化(Jファンド)による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。

- ・①-2-1 北海道地区の国立大学等との共同調達及び資金運用の共同化(Jファンド)による余裕金の運用等を継続して実施する。
- ・①-2-2 安否確認システムを導入している道内国立大学と合同模擬訓練を継続実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9,056,700 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林の土地の一部（北海道雨竜郡幌加内町字母子里 1,421.48 m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・ 総合研究棟（工学系）	総額 4,259	施設整備費補助金（2,683）
・ ライフライン再生（給排水設備）		船舶建造費補助金（1,498）
・ 災害復旧事業		長期借入金（0）
・ 総合研究棟改修（生命科学系）		（独）大学改革支援・学位授与機構
・ 実験実習棟（農学系）		施設費交付金（78）
・ 学修支援施設耐震改修		
・ 練習船「うしお丸」代船建造		
・ 小規模改修		

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するため、次の方策を講ずる。

- ・ 優秀な教員の確保等を目的としてこれまでに創設した柔軟な人事・給与制度を継続して実施する。
- ・ 事務職員に対するSD研修を継続して実施し、特に英語能力向上のための研修等を実施する。
- ・ 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施するとともに、国の動向を踏まえ、教員組織における年齢構成の適正化・多様性のある雇用確保のための総合的な人事計画を策定する。
- ・ 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を13%以上とする。

- (参考1) 令和2年度の常勤職員数 3,433人
また、任期付き職員数の見込みを 615人とする。
- (参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 45,479百万円（退職手当は除く）

別表（学部の学科・課程、研究科の専攻等）

文学部	人文科学科	740人	
教育学部	教育学科	220人	
法学部	法学課程	850人	
経済学部	経済学科	400人	
	経営学科	360人	
理学部	数学科	200人	
	物理学科	140人	
	化学科	300人	
	生物科学科	320人	
	地球惑星科学科	240人	
医学部	医学科	667人	（医師養成に係る分野）
	保健学科	720人	
歯学部	歯学科	318人	（歯科医師養成に係る分野）
薬学部	薬科学科	200人	
	薬学科	180人	
工学部	応用理工系学科	640人	
	情報エレクトロニクス学科	720人	
	機械知能工学科	480人	
	環境社会工学科	840人	
	3年次編入学	20人	（各学科共通の学生収容定員）
農学部	生物資源科学科	144人	
	応用生命科学科	120人	
	生物機能化学科	140人	
	森林科学科	144人	
	畜産科学科	92人	
	生物環境工学科	120人	
	農業経済学科	100人	
獣医学部	共同獣医学課程	240人	（獣医師養成に係る分野）
水産学部	海洋生物科学科	216人	
	海洋資源科学科	212人	
	増殖生命科学科	216人	
	資源機能化学科	216人	
文学研究科※ ₃₁	思想文化学専攻	6人	（博士後期課程）
	歴史地域文化学専攻	11人	（博士後期課程）
	言語文学専攻	11人	（博士後期課程）
	人間システム科学専攻	7人	（博士後期課程）
法学研究科	法学政治学専攻	85人	〔うち修士課程 40人〕 博士後期課程 45人
情報科学研究科※ ₃₁	法律実務専攻	150人	（専門職学位課程）
	情報理工学専攻	12人	（博士後期課程）
	情報エレクトロニクス専攻	8人	（博士後期課程）
	生命人間情報科学専攻	6人	（博士後期課程）
	メディアネットワーク専攻	8人	（博士後期課程）
	システム情報科学専攻	8人	（博士後期課程）
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	141人	〔うち修士課程 98人〕 博士後期課程 43人
	海洋応用生命科学専攻	152人	〔うち修士課程 106人〕 博士後期課程 46人
環境科学院	環境起学専攻	133人	〔うち修士課程 88人〕 博士後期課程 45人

理学院	地球圏科学専攻	112人	〔うち修士課程 70人 博士後期課程 42人〕
	生物圏科学専攻	173人	〔うち修士課程 104人 博士後期課程 69人〕
	環境物質科学専攻	89人	〔うち修士課程 56人 博士後期課程 33人〕
	数学専攻	137人	〔うち修士課程 88人 博士後期課程 49人〕
	物性物理学専攻	78人	〔うち修士課程 48人 博士後期課程 30人〕
	宇宙理学専攻	67人	〔うち修士課程 40人 博士後期課程 27人〕
	自然史科学専攻	138人	〔うち修士課程 78人 博士後期課程 60人〕
農学院	共生基盤学専攻※ ³¹	8人	(博士後期課程)
	生物資源科学専攻※ ³¹	14人	(博士後期課程)
	応用生物科学専攻※ ³¹	6人	(博士後期課程)
	環境資源学専攻※ ³¹	14人	(博士後期課程)
	農学専攻	356人	〔うち修士課程 284人 博士後期課程 72人〕
生命科学院	生命科学専攻	346人	〔うち修士課程 232人 博士後期課程 114人〕
	臨床薬学専攻	22人	(博士課程)
	ソフトマター専攻	50人	〔うち修士課程 32人 博士後期課程 18人〕
教育学院	教育学専攻	153人	〔うち修士課程 90人 博士後期課程 63人〕
国際広報メディア・ 観光学院	国際広報メディア専攻※ ³¹	14人	(博士後期課程)
	観光創造専攻※ ³¹	3人	(博士後期課程)
	国際広報メディア・観光学 専攻	118人	〔うち修士課程 94人 博士後期課程 24人〕
保健科学院	保健科学専攻	110人	〔うち修士課程 80人 博士後期課程 30人〕
工学院	応用物理学専攻	93人	〔うち修士課程 66人 博士後期課程 27人〕
	材料科学専攻	99人	〔うち修士課程 78人 博士後期課程 21人〕
	機械宇宙工学専攻	69人	〔うち修士課程 54人 博士後期課程 15人〕
	人間機械システムデザイン専攻	67人	〔うち修士課程 52人 博士後期課程 15人〕
	エネルギー環境システム専攻	67人	〔うち修士課程 52人 博士後期課程 15人〕
	量子理工学専攻	55人	〔うち修士課程 40人 博士後期課程 15人〕
	環境フィールド工学専攻	66人	〔うち修士課程 48人 博士後期課程 18人〕
	北方圏環境政策工学専攻	73人	〔うち修士課程 52人 博士後期課程 21人〕
	建築都市空間デザイン専攻	59人	〔うち修士課程 44人 博士後期課程 15人〕

総合化学院	空間性能システム専攻	69人	{	うち修士課程	54人	}
				博士後期課程	15人	}
総合化学院	環境創生工学専攻	71人	{	うち修士課程	56人	}
				博士後期課程	15人	}
総合化学院	環境循環システム専攻	51人	{	うち修士課程	36人	}
				博士後期課程	15人	}
総合化学院	共同資源工学専攻	20人		(修士課程)		
	総合化学専攻	372人	{	うち修士課程	258人	}
				博士後期課程	114人	}
経済学院	現代経済経営専攻	94人	{	うち修士課程	70人	}
				博士後期課程	24人	}
歯学院	会計情報専攻	40人		(専門職学位課程)		
	口腔医学専攻	160人		(博士課程)		
獣医学院	獣医学専攻	64人		(博士課程)		
医学院	医科学専攻	40人		(修士課程)		
	医学専攻	360人		(博士課程)		
医理工学院	医理工学専攻	39人	{	うち修士課程	24人	}
				博士後期課程	15人	}
国際感染症学院	感染症学専攻	48人		(博士課程)		
国際食資源学院	国際食資源学専攻	42人	{	うち修士課程	30人	}
				博士後期課程	12人	}
文学院	人文学専攻	198人	{	うち修士課程	142人	}
				博士後期課程	56人	}
文学院	人間科学専攻	52人	{	うち修士課程	38人	}
				博士後期課程	14人	}
情報科学院	情報科学専攻	444人	{	うち修士課程	358人	}
				博士後期課程	86人	}
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60人		(専門職学位課程)		

(注1) 上欄の人数は、令和2年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※₃₁を付した研究科又は専攻は、平成31年度から募集を停止した研究科又は専攻を示す。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	36,909
施設整備費補助金	2,683
船舶建造費補助金	1,498
補助金等収入	4,016
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	78
自己収入	42,006
授業料、入学金及び検定料収入	9,645
附属病院収入	30,700
財産処分収入	0
雑収入	1,660
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,839
目的積立金取崩	458
前中期目標期間繰越積立金取崩	131
計	101,620
支出	
業務費	79,161
教育研究経費	49,274
診療経費	29,887
施設整備費	2,761
船舶建造費	1,498
補助金等	3,716
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,839
長期借入金償還金	643
計	101,620

[人件費の見積り]

期間中総額 45,479百万円を支出する（退職手当は除く）。

注) 「運営費交付金」のうち、令和2年度当初予算額 35,087百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,822百万円

注) 「施設整備費補助金」のうち、令和2年度当初予算額 2,107百万円、
前年度よりの繰越額 576百万円

「船舶建造費補助金」のうち、前年度よりの繰越額 1,498百万円

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	99,101
経常費用	99,101
業務費	89,021
教育研究経費	13,399
診療経費	17,870
受託研究費等	8,718
役員人件費	136
教員人件費	27,678
職員人件費	21,219
一般管理費	3,085
財務費用	54
減価償却費	6,939
うち受託研究費等	1,092
臨時損失	0
収益の部	99,015
経常収益	99,015
運営費交付金収益	35,163
授業料収益	8,602
入学金収益	1,358
検定料収益	297
附属病院収益	30,700
受託研究等収益	9,811
補助金等収益	3,445
寄附金収益	2,331
施設費収益	210
財務収益	6
雑益	3,263
資産見返運営費交付金等戻入	1,888
資産見返補助金等戻入	879
資産見返寄附金戻入	1,056
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 86
目的積立金取崩益	80
前中期目標期間繰越積立金取崩益	131
総利益	125

注) 損益が均衡しない理由

- ・ 附属病院における利益
 - 借入金に係る元金償還額と減価償却費の差額 . . . 324百万円
 - 附属病院収益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . △174百万円
 - 目的積立金を財源として取得した診療用固定資産に係る減価償却費 . . . △11百万円
- ・ その他
 - 雑益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . △11百万円
 - リース資産に係る債務減少額と減価償却費の差額 . . . △3百万円

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	113,169
業務活動による支出	90,947
投資活動による支出	8,879
財務活動による支出	1,793
翌年度への繰越金	11,549
資金収入	113,169
業務活動による収入	94,942
運営費交付金による収入	35,087
授業料・入学金及び検定料による収入	9,645
附属病院収入	30,700
受託研究等収入	9,811
補助金等収入	4,016
寄附金収入	2,418
その他の収入	3,263
投資活動による収入	4,259
施設費による収入	4,259
財務活動による収入	6
前年度よりの繰越金	13,961